

Title	藤原浜成『歌経標式』序 注釈
Author(s)	小西, 洋子; 黄, 夢鴿
Citation	詞林. 2022, 72, p. 34-65
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/89247
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

藤原浜成『歌経標式』序 注釈

小西洋子・黄夢鴿

一、解説

・底本について

本注釈は、『歌経標式』の序文に注釈を施したものである(以下、『歌経標式』序文を「歌式序」と略す)。「歌経標式」は、現存最古の歌学書で、和歌四式の一つ。序文と跋文には、藤原浜成の署名が記されており、宝亀三年(七七二)五月に光仁天皇に奏上されたことが分かる。

伝本は、真本系と抄本系との二種類が現存している。真本は『歌経標式』の古態を伝えるものとされており、先行注釈では、真本が底本とされてきた。しかし歌式序は、真本では文意を解しがたい箇所がある。例えば、「無六体何能感慰天人之際者乎」や「端歴六天」などである。これらの部分は、抄本では「無味不美何能感慰天人之際者乎」、「福応六天」となっており、抄本に拠って解釈した方が前後の文とも整合性を取ることができる(詳細は、各項参照)。歌式序の古態を

伝えるのが真本であるのか抄本であるのか、という問題を、現段階で断定することはできないが、本注釈では以上のような経緯から抄本を底本として序文の注釈を作成した。本注釈が『歌経標式』序を理解する一助となれば幸いである。

・構成と書式

歌式序は三段落に分けられる。一段落目は冒頭の「臣浜成言」から「自始也」までで、和歌の起源が記される。二段落目は「近代歌人」から「知音」までで、歌式の編纂意図が述べられる。三段落目は「伏惟」から最後までで、天皇の治世が称賛される。

本序は「序文」と称されるが、その形式としては天子に献上する「表」の形式を取っている。『文選』卷三十七に「表」という項目があり、それに対する李善注では、「表者、明也、標也。如_レ物之標表。言標著_二事序_一、使_三之明白_一、以晓_二主上_一、得_レ尽_二其忠_一、曰_レ表」とあり、事の順序を明白に著して主君

に悟らせ、その忠心を尽くすことができるのを表と定義づけている。

「表」の書式については、後漢・蔡邕『独断』卷上に「表者、不_二需頭_一、上言_二臣某言_一、下言_二臣某誠惶誠恐、頓首頓首、死罪死罪_一。左方下埒曰_二某官臣某甲上_一」と見え、上表文の冒頭と末尾の形式が示されている。本序文は、冒頭は「臣浜成言」、末尾は「臣浜成誠惶誠恐、頓首謹言…参議兼刑部省卿守從四位上勲四等藤原朝臣浜成謹上」と、『独断』の記述と一致していることから、「表」の書式に倣ったものであると考えられる。なお、『古事記』の「序文」も本序と同じ書式を取っており、「臣安万侶言。夫、混元既凝、氣象未_レ效…并録_二三卷_一、謹以献上。臣安万侶、誠惶誠恐、頓首頓首。」とある。このように、本序や『古事記』序のように「序文」と称されるものでも、「表」の書式となっているものがある。

【凡例】

- 一、注釈は、解説、本文(底本翻刻、異同、校訂本文、訓読)、語釈、通釈からなる。
- 一、漢字は、原則として通行の字体を用いる。
- 一、訓読は、歴史的仮名遣いを用いる。
- 一、『歌經標式』序の本文及び『歌經標式』の用例の底本には、抄本書陵部蔵本を用いた。
- 一、校異に用いた諸本と略号は以下の通りである。
- ・ 竹―真本竹柏園本
 - ・ 東―真本東京国立博物館本
 - 一、抄本書陵部蔵本・真本竹柏園本・真本東京国立博物館本は、冲森卓也ほか著『歌經標式影印と注釈』(おうふう・二〇〇八)に所収されている影印を参照した。
- 一、底本のままでは意味が通じ難い箇所は真本に従って校訂した。
- 一、資料の引用は以下のものに拠った。
- ・ 『毛詩』『礼記』『爾雅』『周易』『十三經注疏』、中華書局
 - ・ 『莊子』『墨子』『列子』『太玄經』『独断』(四部叢刊)
 - ・ 『孔子家語』(陳士珂『孔子家語疏注』、上海書店)
 - ・ 『忠經』(百部叢書集成、藝文印書館)
 - ・ 『賈誼新書』(諸子百家叢書、上海古籍出版社)
 - ・ 『晋書』『北齊書』『漢書』『後漢書』『隋書』『旧唐書』『新唐書』(中華書局)
 - ・ 『塩鉄論』『春秋繁露』『世説新語』(叢書集成初編、中華書局)
 - ・ 『戦国策』(四庫全書)
 - ・ 『吳越春秋』(四部叢刊)
 - ・ 『西京雜記』(古小説叢刊、中華書局)
 - ・ 『說文解字』(中華書局)
 - ・ 『詩品』『文心雕龍』『群書治要』(台湾商務印書館)
 - ・ 『抱朴子』(新編諸子集成『抱朴子内篇校釈』中華書局)
 - ・ 『列仙伝』(台湾商務印書館)
 - ・ 『說苑』(『說苑校証』、中華書局)
 - ・ 『文選』(『文選附考異』、藝文印書館)
 - ・ 『呂延祚進五臣集註文選』表(『六臣注文選』、上海古籍出版社)
 - ・ 『太平御覽』(中文出版社)
 - ・ 『芸文類聚』(中華書局)
 - ・ 『白氏文集』(『白氏文集歌詩索引』、同朋舎出版、一九八九年)
 - ・ 『華嚴經』『妙法蓮華經』『大唐新翻護国仁王般若經』、『一切経音義』(大正新脩大藏經)
 - ・ 『古事記』(新編日本古典文学全集1、小学館)
 - ・ 『常陸国風土記』(日本古典文学大系2、岩波書店)
 - ・ 『日本書紀』(日本古典文学大系67・68、岩波書店)

- ・『続日本紀』（新日本古典文学大系12、16、岩波書店）
- ・『日本三代実録』『日本後紀』『続日本後紀』『令義解』（新訂増補国史大系、吉川弘文館）
- ・『日本後紀』逸文（黒板伸夫・森田悌編『日本後紀』、訳注日本史料、集英社、二〇〇三年）
- ・『文鏡秘府論』『性霊集』『三教指帰』『高野雜筆集』（日本密教文化研究所弘法大師著作研究会編『定本弘法大師全集』）
- ・『経国集』（小島憲之『国風暗黒時代の文学』（中巻（下）I・「下巻Ⅲ」、塙書房）
- ・『凌雲集』（本間洋一編『凌雲集索引』本文篇、和泉書院）
- ・『文華秀麗集』（日本古典文学大系69、岩波書店）
- ・『菅家文章』（日本古典文学大系72、岩波書店）
- ・『日本国見在書目録』（矢島玄亮『日本国見在書目録―集証と研究―』、汲古書院、一九八四年）
- ・『万葉集』『新撰万葉集』『古今和歌集』の引用及び歌番号は『新編国歌大観』に拠った。なお、『万葉集』は旧番号に拠った。
- 一、唐代の詩は『全唐詩』（中華書局）から引用した。
- 一、先行研究及び先行注釈の略称は以下の通りである。
- ・小島論―小島憲之「上代における賦並びに歌学」『上代日本文学と中國文學 下―出典論を中心とする比較文学的考察―』（塙書房・一九七五）

- ・歌式注―沖森卓也ほか著『歌経標式 影印と注釈』（おうふう・二〇〇八）
- ・村田注―村田正博「歌学の創始―『歌経標式』序文の構想―」（『万葉集研究』二七号・二〇〇六年五月）
- 一、語釈では逐語訳を提示したが、通釈では文意を解しやすいうような語順等を改めた。
- 一、引用文中、〈 〉内は割注を、…は省略を示す。

二、本文

【翻刻】(底本…抄本 宮内庁書陵部本)

歌經標式

¹ 臣 浜成言原夫歌者所以感鬼神之幽情慰天
人之恋心者也所以異於風俗之言語長於遊
樂之情神者也故龍女蹄海天孫贈於恋婦之
歌味耕昇天会者作称威之詠並尽雅妙音韻
自始也近代歌人雖表歌句未知音韻令他悅
懌猶無知病准之上古既無春花之美¹⁰ 伝之末
葉不是秋寒之味¹² 無味不美何能感慰天人¹¹
際者乎故達新例別抄韻曲合為一卷名曰歌
式蓋亦詠之者無罪聞之者足以知音伏惟聖
朝福¹⁷ 応六天奉樂無窮榮此四¹⁸ 瑜¹⁹ 御賞難極^臣
含恩遇奉侍聖明欲以撮壤道涓之情而有加
於賞樂焉若蒙収採幸伝当代者可久可大之
功並天地之貞觀日用日新之明持金鏡以長
懸^臣 浜成誠惶誠恐頓首謹言

宝龜三年五月七日

参議兼刑部省卿守從四位上勳四等藤原朝^臣 浜成謹上²⁴

【異同】

- 1 歌經標式—ナシ (竹・東)
- 2 所以—韻者所以 (竹・東)
- 3 情—精 (竹・東)
- 4 龍女—有龍女 (竹・東)
- 5 蹄—婦 (竹・東)
- 6 恋婦之歌—恋婦歌 (竹・東)
- 7 雅妙音韻自始也—雅妙之音韻之始也 (竹・東)
- 8 表歌—長歌 (竹・東)
- 9 令—含 (竹・東)
- 10 美—儀 (竹・東)
- 11 末—来 (竹・東)
- 12 是—見 (竹・東)
- 13 無味不美—無六体 (竹・東)
- 14 達—建 (竹・東)
- 15 別—即 (竹・東)
- 16 知音—戒矣 (竹・東)
- 17 福^臣—端歷 (竹・東)
- 18 此—比 (竹・東)
- 19 瑜—輪 (竹・東)
- 20 道—導 (竹・東)
- 21 貞觀—真觀 (竹・東)

- 22 持一將 (竹・東)
- 23 以長懸一之高懸 (竹・東)
- 24 謹一ナシ (竹・東)

【校訂】(校訂した箇所「・」を付した)

歌經標式

- ① 臣浜成言、
- ② 原夫、
- ③ 歌者、所以感鬼神之幽情、慰天人之恋心者也。
- ④ 韻者、所以異於風俗之言語、長於遊樂之精神者也。
- ⑤ 故、
- ⑥ 龍女・婦海、天孫贈於恋婦之歌、
- ⑦ 味・相・昇天、会者作称威之詠。
- ⑧ 並尽雅妙音韻之始也。
- ⑨ 近代歌人、
- ⑩ 雖長・歌句、
- ⑪ 未知音韻。
- ⑫ 令他悦懌、
- ⑬ 猶無知病。
- ⑭ 准之上古、既無春花之美、
- ⑮ 伝之末葉、不是秋実之味。
- ⑯ 無味不美、何能感慰天人之際者乎。

- 17 故建・新例、
- 18 別抄韻曲、
- 19 合為一卷、
- 20 名曰歌式。
- 21 蓋亦詠之者無罪、
- 22 聞之者足以知音。
- 23 伏惟、聖朝、
- 24 福・心・六天、奉樂無窮。
- 25 榮・比・四輪、御賞難極。
- 26 臣含恩遇、奉侍聖明。欲以撮壤導・泪之情、而有加於賞樂焉。
- 27 若蒙収採、幸伝当代者、
- 28 可久可大之功、並天地之貞觀、
- 29 日用日新之明、持金鏡以長懸。
- 30 臣浜成、誠惶誠恐、頓首謹言。

宝龜三年五月七日

参議兼刑部省卿守從四位上勲四等藤原朝臣浜成謹上

【訓読】

歌經標式

- ① 臣浜成言す。
- ② 原ぬれば夫れ、
- ③ 歌は、鬼神の幽情を感かし、

- ④ 韻は、風俗の言語を異にし、遊楽の精神を長ずる所以の者なり。
 天人の恋心を慰むる所以の者なり。
- ⑤ 故に、
 龍女海に帰り、天孫婦を恋ふる歌を贈り、
 味相天に昇り、会へる者威きを称ふる詠を作れり。
- ⑧ 並びに雅妙の音韻を尽くす始めなり。
 近代の歌人、
 歌句に長ずと雖も、
 未だ音韻を知らず。
 他を悦懌せしむも、
 猶ほ病を知ること無し。
- ⑬ 上古に准へば、既に春花の美無く、
 末葉に伝へむも、是秋実の味にあらず。
- ⑯ 味無く美あらずは何ぞ能く天人の際を感じせしめむや。
 故に新しき例を建て、
 別に韻曲を抄き、
 合せて一卷と為し、
 名づけて歌式と曰ふ。
- ⑳ 蓋し亦た之を詠むる者は罪無く、
 之を聞く者は以て音を知るに足らむ。
- ㉒ 伏して惟みるに、聖朝、
 福六天より応へるは、楽を奉ること窮まり無く、

②⑤ 栄四輪に比ふは、賞を御すること極まり難し。

②⑥ 臣恩遇を含み、聖明に奉侍す。壤を撮り泪を導く情を以て、
 賞樂に加はること有らむと欲す。

②⑦ 若し収採を蒙り、幸ひに当代に伝はらば、

②⑧ 久しかるべく大きなるべき功は、天地の貞しく観すに並
 ひ、

②⑨ 日に用る日に新むる明は、金鏡を持ちて以て長く懸かむ。

③⑩ 臣浜成、誠惶誠恐、頓首謹言す。

宝龜三年五月七日

参議兼刑部省卿守從四位上勳四等藤原朝臣浜成謹みて上る

三、語釈

○歌経標式

「歌経」は、現在でいわれている『詩経』に拠つたものと
 考えられるが、『詩経』という書物が「詩経」という名称で
 呼ばれるようになったのは、宋以降であるため、当初は「歌
 経」という名称ではなかったと考えられる(平沢竜介「歌学
 書としての『歌経標式』」(『歌経標式 注釈と研究』(桜楓社・
 一九九三)参照)。

「標式」も、何に拠つたものかは不明であるが、語句とし
 ては仏典に見え、『一切経音義』に立項され、「標式(へ)遙反。
 集訓云、擧也、書也、書板為、擧也。説文、木也、從木票、
 匹遙反声也。或從中作、標。下傷弋反。説文、法也、用也、

從_レ工弋、蠅即反声也」とある(「村田注」参照)。「標」は「学」や「書」の、「式」は「法」や「用」の意とあることから、「標式」で用法を掲示すると解することができる。

なお、平沢論の既に述べるところではあるが、『歌経標式』という書名は、真本系の本文では、序文の後に「歌経標式第一」と一箇所のみ記される。序文の前に「歌経標式」と記するのは、底本とした抄本系である。また、小島論・平沢論によると、『歌経標式』は、平安時代以降、歌学書において、「浜成式」や「浜成の式」と称されることが多く、『歌経標式』という書名は『八雲御抄』に一例、『和歌見在書目録』に『歌経』として一例見えるのが早い例とされる。本序において、「故に新しき例を建て、別に韻曲を抄き、合せて一卷と為し、名づけて歌式と曰ふ」とあるように、「歌式」と称されることから、当初は「歌式」という名称であったことが窺える(「歌式」項参照)。

臣浜成言、原夫、歌者、所以感鬼神之幽情、慰天人之恋心者也。韻者、所以異於風俗之言語、長於遊樂之精神者也。

○浜成―藤原浜成(七二四―七九〇)。最終官位は、大宰員外帥従三位。

『続日本紀』延暦九年(七九〇)二月条の薨伝に「浜成、贈太政大臣正一位不比等之孫、兵部卿従三位麻呂之子也」と

あるように藤原不比等の孫、参議麻呂の子。「略涉_二群書、頗習_二術数」と評され、博学であったことが窺える。本序が奏上された宝龜三年五月時点では、従四位下で参議及び刑部卿を歴任しているが、『続日本紀』同年十一月条に「従四位上藤原朝臣浜成爲_二大藏卿_一」、同七年正月条に「授_二正四位上藤原朝臣浜成従三位_一」とあるように、宝龜三年間中に、大藏卿に任ぜられ、従三位に至る。この後も『続日本紀』によると、天応元年(七八一)に太宰帥に任ぜられるも、二ヵ月後に員外の帥に下げられた。延暦元年(七八二)閏正月に娘婿の水上川継が都で謀反の嫌疑により流罪になり、参議・侍従の官を解任され、同九年(七九〇)二月十八日に赴任先の大宰府で薨じた。

○原夫―そもそも。

先行注釈が既に指摘する通り、『文鏡秘府論』(巻六北卷)に「句端」として立項されている。「観夫、惟夫、原夫、若夫…」とあるように、「観夫」や「惟夫」と同義で、「右並発端置_レ辞、汎叙_二事物_一也。謂若陳_二造化物象、上古風跡_一及開_二廊大綱_一叙_二況事理_一、隨_二所作状_一、量取用_レ之」と文の始めに置いて以下に事物を述べ、その事物の起源や本質を説くものとされる。梁の任昉「為_二范始興_一作求_レ立_二太宰碑_一表」(文選卷三十八)に、「臣雲言、原夫、存_二樹風猷_一」と表の中で用いられている。日本では、『日本書紀』(巻二十五・大

化二年(六四六)八月十四日)の詔に、「詔曰、原夫、天地陰陽、不_レ使_二四時相乱_一。惟此天地、生_二乎万物_一。」とある。

○歌者、所以感鬼神之幽情、慰夫人之恋心者也——和歌は、荒々

しい鬼神の心の奥底に秘めた思いを動かし、天上の人々の恋しく思い合う心を安らげるものである。

本文は、「感鬼神之幽情」、「慰夫人之恋心」とあるが、それぞれ後句の「異於風俗之言語」、「長於遊樂之精神」と対となっているため、本句の「於」が脱落したか、或は後句の「於」が挿入されたかのいずれかの場合が想定される。

本句の構文としては、「A者、所以、B者」で、AはBすることができるものという意。「所以」は、「くすることができるといふ可能の意を示し、文末の「者」は動詞句を体言化する働きを持つ。『礼記』坊記に「夫礼者、所_二以_一、章_レ疑_レ微、以_レ爲_二民坊_一者也」と、同様の構文が見える。

歌が鬼神の心を動かすという発想は、先行注釈がすでに指摘する通り、『毛詩』大序の「故正_二得失_一、動_二天地_一、感_二鬼神_一、莫_レ近_二於詩_一」や、梁鐘嶸『詩品』巻上の「動_二天地_一、感_二鬼神_一、莫_レ近_二於詩_一」に見え、天地や鬼神の心を動かすのに詩以上のものはないという文辞に基づくものである。『古今和歌集』仮名序及び真名序も、『毛詩』大序を踏まえ、和歌を「ちからをもいれずしてあめつちをうごかし、めに見えぬおに神をもあはれとおもはせ、をとこをむなのなかをもや

はらげ、たけきもののふの心をもなくさむるはうたなり」、「動_二天地_一、感_二鬼神_一、化_二人倫_一、和_二夫婦_一、莫_レ宜_二於和歌_一」と位置づける。

「幽情」は、心の奥底に秘めた思い。思いが助長するという表現は、王羲之「蘭亭序」(晋書卷八十・王羲之伝)に「雖_レ無_二糸竹管絃之盛_一、一觴一詠、亦足_二以暢_一敘幽情」と見える。日本では、石上宅嗣「小山賦」(経国集卷一)に「騁_二幽情於万物_一、捩_二蟻垤_一而有_レ余」とある。

「天人」は、「歌式注」では、「天人」は天孫、「鬼神」は味耜高彥根神と対応するか」と、後句「龍女…」、「味耜…」に記される神話との関わりを指摘する。しかし、本注釈では、以下のように本句および後句「韻者…」までは、前句「原ぬれば夫れ」を承けており、和歌の本質を総括して説いた箇所だ、「故に」以下が、本句及び「韻者…」の内容を具体的な例歌を以て提示している。従って、本句はまだ神話の内容に及ぶものではなく、「天人」は、「龍女…」、「味耜…」の内容を含めず単に天界の者と解す。「天人」という語自体は、神仙界の者として『列仙伝』犢子に「常過_二酩酊陽都家_一。陽都女者、市中酩酊酒家女、眉生而連、耳細而長。衆以_レ爲_レ異、皆言此天人也」と見える。また仏教では『華嚴經』卷六十九・入法界品第三十九之十に「地震出_二妙音_一」普告_二弘_一与_二世_一天人龍神衆一切皆歡喜」とあるように、六道の中の天上界の者をいう。さらに日本では、『万葉集』(卷十・秋雑歌・七夕・

二〇九〇）の「狛錦こまにしき紐解易ひもとくやす之天人あめひと乃妻問夕叙つまよひみや吾裳われも將俎しほはむ」
 というように彦星のことを「天人」と表記する例もある。本
 注釈ではこれらを総じて、「天人」を人間界の存在ではない
 者として捉える。

「恋心」は、恋しく思う心。仏典に多く見える語。例えば、『華
 嚴經』卷三十五・十地品第二十六之二に「当起たご十種深心。
 何等為レ十。所謂正直心、柔軟心、堪能心、調伏心。寂靜心、
 純善心、不雜心、無レ顧レ恋心、広心、大心」というように
 十種類の深心の一つとある。また、中唐の姚鵠「將しほ婦はむ蜀
 留しほ猷しほ恩おん地ち僕ぼく射しや」二首にも「蒿来こうらい詔しよ報ほう生せい成せい德とく、犬馬けんま空くう懷わい
 感かん「恋心」と見える。なお、本序の後句「龍女りゆうにょ婦はむ海うみ」は、『日
 本書紀』や『古事記』に描かれる彦火火出見尊と豊玉姫の神
 話を踏まえるものであるが、このうちの『古事記』上巻に「於
 是こゝ海神うみのかみ之の女を、豊玉とよたま毘ひ売うり命のみこと、自みづか參まゐ出で白しろ之を、妾わが已ま妊にん身み、今いま臨ま
 産う時とき。此こゝ念ねん、天神あまのかみ之の御みこ子こ、不な可べ生せい海原うみのはら。故ゆゑ、參まゐ出で到いた也なり。
 然後そのち者を、雖なほ恨うらみ其その何なに情なさけ、不な忍しの忍しの恋こひ心こころ、因ゆゑ下くだ治ち養やしな其その御みこ子こ之の
 縁ゆかり、附つ其その弟あに玉たま依よ毘ひ売うり而して、獻けん歌うた之をと「恋心」の語が見える。
 これは海に帰る豊玉姫を夫の彦火火出見尊が恋しく思い歌を
 贈る場面（龍女りゆうにょ婦はむ海うみ」項・Ⅲ「古事記」参照）で、本序
 の「恋心」もこれを踏まえたものか。

○韻者、所以異於風俗之言語、長於遊樂之精神者也——音の響
 きは、各土地土地の言葉を違う言葉にし、楽しみ興

じる心を助長させるものである。

本文の「於」については、前句「歌者、所以感鬼情」項
 参照。

「韻」は、音の響き。

「風俗之言語」は、その土地や地方の言葉。「風俗」がその
 地方の風習という意味で用いられるのは、『毛詩』大序に「先
 王以是經夫婦、成孝敬、厚人倫、美教化、移風俗」
 と見えるのが著名。また、『日本書紀』卷十三允恭天皇・四
 十二年（四五三）冬十一月には、「爰新羅人、恒愛三京城傍
 耳成山・畝傍山。則到三琴引坂、顧之曰、宇泥咩巴椰。
 弥々巴椰。是未習風俗之言語。故訛三畝傍山、謂三宇泥咩、
 訛三耳成山、謂三瀾々耳」とある。新羅の人は「風俗之言語」
 に慣れておらず、「うねびやま」を「うねぬ」、「みみなしやま」
 を「みみ」と言ったという文意で、「風俗之言語」が、その
 地方や地域の言葉の意味として用いられていることが分かる。
 「遊樂之精神」は、楽しみ興じる心。『爾雅』卷一には「怡
 ；般、樂也」と「樂」と同意の字が列挙されており、「般」
 の疏に「般者遊樂也。周頌篇名也。鄭箋云、般樂也。皆見詩」
 と「遊樂」の語が見える。「遊樂」は、この他、『妙法蓮華經』
 卷五・如來壽量品第十六に「宝樹多花菓 衆生所遊樂」と
 と仏典にも見える他、日本でも『常陸国風土記』筑波郡に「飲
 食豊富 代代無絶 日日弥栄 千秋万歳 遊樂不窮者」とある。

「長」は、助長させること。音楽や歌によつて心が助長するといふ表現は、後の例にはなるが、劉禹錫「酬_二樂天揚州初逢席上見_レ贈」に「今日聽_二君歌一曲、暫憑_二杯酒一長_二精神_一」と見える。

龍女帰海、天孫贈於恋婦之歌、味耜昇天、会者作称威之詠、並_レ尽_レ雅妙音韻之始也。

○龍女帰海、天孫贈於恋婦之歌―海神の娘である豊玉姫が海に帰る時、夫である彦火火出見尊は妻を恋い慕う歌を贈つた。

本文は、「天孫贈於恋婦」とあるが、この箇所は後句の「会者作称威」との対と見ることが出来る。従つて本句の「於」が挿入されたか、或は後句の「於」が脱落したものかのいずれかが考えられる。

本句は、『歌式』(I)が「短歌」(雅体四)で挙げる例歌、「於岐都等利可母都久旨麻尔和我伊祢旨伊母波和須礼自与能己止己止耳」と対応する。これは、『日本書紀』や『古事記』に見える神話に基づくもので、本句の「龍女」は豊玉姫、「天孫」は彦火火出見尊を指す。以下、それぞれの対応箇所を掲げる。

I 『歌經標式』(雅体・四・短歌)

四短歌 以_二五句_一為_二一絶_一。第三終字為_二一韻_一、第五

句終字為_二終韻_一。

彦火火出見天皇贈_二海龍女_一歌云。
於岐都等利可母都久旨麻尔和我伊祢旨伊母波和須礼
自与能己止己止耳

II 『日本書紀』卷二(神代下第十段・一書第三)

①先_レ是、豊玉姫謂_二天孫_一曰、妾已有娠也。天孫之胤豈可_レ産_二於海中_一乎。②故当産時、必就_二君所_一。如為_レ我造_二屋於海辺_一、以相待者、是所望也。故彦火火出見尊、已還_レ郷、即以_二鸕鷀之羽_一、葺為_二産屋_一。屋蓋未_レ及_レ合、豊玉姫自馭_二大亀_一、将_二女弟玉依姫_一、光_レ海来到。時孕月已滿、産期方急。由_レ此、不_レ待_二葺合_一、径入居焉。③已而從容謂_二天孫_一曰、妾方産、請勿臨之。④天孫心怪_二其言_一、窃覘之。⑤則化_二為八尋大鰐_一。⑥而知_二天孫視其私屏_一、深懷_二慙恨_一。既兒生之後、天孫就而問曰、兒名何称者当可乎。対曰、宜_レ号_二彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊_一。言訖乃涉_二海徑去_一。⑦于時、彦火火出見尊、乃歌之曰、飲_二企都鄧利、軻茂豆勾志磨爾_一和我謂祢志、伊茂播和素邏_二珥、誉能捩鄧馭母_一。

III 『古事記』(卷上)

①於是、海神之女豊玉毘売命、自參出自白之、妾、已妊身。今、臨_二産時_一、此念、天神之御子、不_レ可_レ生_二海原_一。故、

参出到也。②爾、即於其海辺波限、以二鵜羽一為二葦草一、造二産殿。於是、其産殿未葺合、不レ忍御腹之急。故、入二坐産殿。爾、將二方産一之時、白其日子一言、凡他国人者、臨二産時一、以二本国之形一産生。故、妾、③今以二本身一為レ産。願、勿レ見レ妾。④於是、思レ奇二其言一、窃伺二其方産一者、⑤化二八尋和迹一而、匍匐委蛇。即見驚畏而、遁退。⑥爾、豊玉毘売命、知二其伺見之事一、以二為心恥一、乃生二置其御子一而、白、妾、恒通二海道一欲二往来一。然、伺二見吾形一、是甚作之、即塞二海坂一而、返入。是以、名二其所レ産之御子一、謂二天津日高日子波限建鵜葺草葺不合命一。

⑧然後者、雖レ恨二其伺情一、不レ忍二恋心一、因下治二養其御子一之縁、附二其弟玉依毘売一而、献レ歌之。其歌曰、阿加陀麻波、袁佐閉比迦礼村、斯良多麻能、岐美何余曾比斯、多布斗久阿理禰理。

⑨答歌曰、意岐都登理、加毛度久斯麻迹、和賀韋泥斯、伊毛波和須礼士、余能許登碁登迹。

神話の概要は、『日本書紀』(Ⅱ)、『古事記』(Ⅲ)ともに、内容の前後はあるものの、①臨月の豊玉姫は夫の彦火火出見尊のいる海辺にやってきて、②彦火火出見尊は、産屋を作る。③豊玉姫は、決して中を覗かないようにという。④しかし、彦火火出見尊は、禁を破つてのぞき見をしよう。⑤すると、豊玉姫は八尋大鰐に化身していた。⑥醜い姿を見られた

のを心外とした姫は、児の名を産屋の屋根が葺き合わなかったことに因んで名付けた名を言い、海に帰ってしまった、という展開までは変わらない。ただし、彦火火出見尊が歌を贈る経緯はやや異なる。『日本書紀』(Ⅱ)では、⑦海に帰ってゆく豊玉姫に対して彦火火出見尊が一方的に贈る。一方、『古事記』(Ⅲ)では、⑧のぞき見した彦火火出見尊を恨みながらも、恋しく思う気持ちを抑えきれない豊玉姫が弟の玉依毘売に歌を託す。⑨彦火火出見尊は、その歌に答えるという形で本歌を返す。

本句は、底本に拠ると「天孫婦を恋ふる歌」と解すことができる。真本では「天孫婦るを恋ふる歌」と「婦」が「婦」となっているが、『日本書紀』の彦火火出見尊が海に帰る妻に対して歌を贈ったという文脈を踏まえると、底本の通り「婦」で解釈できるだろう。

「龍女」は、『歌式』(Ⅰ)にも「彦火火出見天皇贈二海龍女」とあるように、豊玉姫のことを「海龍女」と称している。しかし、右に見た『日本書紀』と『古事記』の神話では、豊玉姫を「海神」の娘とはするものの、「龍女」や「海龍女」とは称しておらず、この点については疑問が残る。ただ、『日本書紀』巻二(神代下 第十段・正文)に、右に見た神話と同型の話が記されており、ここでは豊玉姫が出産時に龍の姿になっている。

IV 『日本書紀』卷二(神代下 第十段・正文)

後豊玉姫、果如^二前期^一、将^レ其女弟玉依姫、直冒^レ風波、
来^二到海辺^一。逮^二臨産時^一、請曰、妾産時、幸勿以看之。

天孫猶不能^レ忍、窃往覘之。豊玉姬方産化^二為龍^一。而甚
慙之曰、如有^レ不^レ辱^レ我者、則使^二海陸相通^一、永無^二隔
絶^一。今既辱之。将^レ何以結^二親昵之情^一乎、乃以^レ草裹^レ兒、
棄^二之海辺^一、閉^二海途^一而径去矣。故、因以名^レ兒、曰^二彦
波瀲武鸕鷀草葺不合尊^一。後久之、彦火火出見尊崩。葬^二
日向高屋山上陵^一。

先に見た箇所では、『日本書紀』(Ⅱ)『古事記』(Ⅲ)とも
に、出産時の豊玉姫はワニの姿になっていたが、ここでは龍
になっていたとある。本場面は歌の贈答は記さないが、豊玉
姫から龍が連想される箇所ではある。

「天孫」は、天照大神の子孫。彦火火出見尊は、天照大神
―天忍穗耳命―瓊瓊杵尊―彦火火出見尊という系譜で、天
照大神の子孫にあたる。彦火火出見尊を「天孫」と称するのは
『日本書紀』(Ⅱ)に見えた。

本句が『古事記』に拠るか『日本書紀』に拠るかという点
であるが、まず歌を贈る経緯としては、『古事記』(Ⅲ)では、
⑧豊玉姫が彦火火出見を恋しく思う心を抑えきれずに歌を贈
り、彦火火出見尊がそれに返歌をする。対して『日本書紀』
(Ⅱ)では、⑦海に帰ってゆく豊玉姫に対して彦火火出見尊

が一方的に贈る。先述したように「天孫婦を恋ふる歌」と底
本の通り解した場合、「天孫」(彦火火出見尊)が妻を恋しく
思っているという主述関係になるので、『日本書紀』(Ⅱ)の
方が近い。また、彦火火出見尊を「天孫」と称すること
(Ⅱ)、豊玉姫が龍に化していたこと(Ⅳ)なども踏まえると、
本句は『古事記』よりも『日本書紀』に拠ると考えた方が良
いだろう。

○味耜昇天、会者作称威之詠―味耜高彦根神が(親友の天稚
彦を弔うために)天に昇った時、(天稚彦の告別式に)

参集した者が味耜高彦根神の威光を称えて歌を詠ん
だ。

本文については前句の「龍女帰海」項参照。底本、真本
系すべてにおいて「味耜」となっているが、『日本書紀』に
拠り、「味耜」に校訂した。

本句も「歌式」(Ⅴ)が「長歌」(雅体五)として挙げる例
歌、「阿女那留夜^{あんなるよ}於^{おと}等^た他^た那^な馬^ま他^た能^の有^う那^な可^か勢^せ留^る他^た麻^ま能^の美^み須^す麻^ま
呂^ろ美^み須^す麻^ま呂^ろ能^の阿^あ那^な他^た麻^ま波^は夜^や美^み他^た尔^に不^ふ他^た和^わ他^た留^る阿^あ知^ち須^す岐^き能^の
可^か味^み」と対応する。これも『古事記』や『日本書紀』の記す
神話を踏まえたもので、本句の「味耜」は味耜高彦根神、「会
者」は、天稚彦の告別式に参集した者を指す。以下、それぞ
れの対応箇所を掲げる。

V 『歌經標式』(雅体・五・長歌)

五長歌 二句終字為三韻。如_レ此展転相望。

甲_二天稚彦_一會者歌云。

阿女那留夜於等他那馬他能 一韻

有那可勢留他麻能美須麻呂 二韻

美須麻呂能阿那他麻波夜美 三韻

他尔不他和他留阿知須岐能可味 四韻

VI 『日本書紀』卷二(神代下第九段・一書第一)

①時天稚彦之妻子、從_レ天降來、將_レ柩上去、而於_レ天作_二喪屋_一殯哭之。先_レ是、天稚彦与_二味耜高彥根神_一友善。

故味耜高彥根神、登_レ天弔_レ喪大臨焉。②時此神形貌、

自_二与天稚彦_一恰然相似。③故天稚彦妻子等、見而喜之曰、

吾君猶在。則攀_二持衣帶_一。不_レ可_二排離_一。④時味耜高彥根

神忿日、朋友喪亡。故吾即來弔。如何誤_二死人於我_一耶、

⑤乃拔_二十握劍_一、斫_二倒喪屋_一。其屋墮而成_レ山。此則美濃

国喪山是也。世人惡下_二以死者誤_レ己_一、此其緣也。時味

耜高彥根神光儀華艷、映_二于二丘二谷之間_一。故、A喪會

者歌之曰、或云、味耜高彥根神之B妹下_レ照媛、欲_レ令_下

衆人知中映_二丘谷_一者、是味耜高彥根神上。故歌之曰、阿

妹奈屢夜_二乙登多奈婆多迺_一汗奈餓勢屢_二多磨迺_一弥素磨屢

迺_二阿奈陀磨波夜_一弥多爾_二輔陀和陀羅須_一阿泥素企多伽

避顧祿。又歌之曰、阿磨佐箇屢_二避奈免謎迺_一以和多邏素

西渡_二以嗣箇播箇陀輔智_一箇多輔智爾_二阿弥播利和陀嗣妹_一
慮子嗣爾_二豫嗣子利処祿_一以嗣箇播箇陀輔智。此兩首歌辭、
今号夷曲。

VII 『古事記』(卷上)

①此時、阿遲志貴高日子根神到而、弔_二天若日子之喪_一時、

不_レ死有祁理。我君者、不_レ死坐祁理、云、取_二懸手足_一

而哭悲也。②其過所以者、此_二柱神之容姿_一、甚能相似。

故是以、過也。④於是、阿遲志貴高日子根神、大怒曰、

我者、有_二愛友_一故、弔來耳。何吾比_二穢死人_一、云而、⑤

拔_下所_二御佩_一之十掬劍、切_二伏其喪屋_一、以_レ足蹶離遣。此

者、在_二美濃国藍見河之河上_一喪山之者也。其、持所_レ切

大刀名、謂_二大量_一、亦名、謂_二神度劍_一。

故、阿治志貴高日子根神者、忿而飛去之時、其_二B伊呂

妹高比売命、思_レ顯_二其御名_一。故、歌曰、阿米那流夜_二流

登多那婆多能_二宇那賀世流_一多麻能美須麻流_二美須麻流_一迺

阿那陀麻波夜_二美多迺_一布多和多良須_二阿治志貴多迦比古

泥能_二迦微曾_一。此歌者、夷振也。

神話の概要と対応箇所は以下の通りである。

①味耜高彥根神は、返し矢で死んだ天稚彦の告別式に会葬するが、②その容姿が天稚彦と酷似していたため、③遺族か

ら天稚彦の蘇生と間違えられる。④すると味相高彦根神は死人と間違われたことを大いに怒り、⑤剣を抜いて喪屋を切り倒す。ここまでの概要は記紀ともにおおよそ同じであるが、この後の歌が詠まれる場面は、歌を詠んだ者が「会者」か味相高彦根神の妹の「下照姫」かという点で記述に相違がある。『日本書紀』(VI)では、味相高彦根神の威厳のある姿を見て「喪会者」が歌を詠んだとする(傍点A)。ただし、「或いは云はく」として、味相高彦根神の妹「下照姫」が、その威厳で光り輝く者は味相高彦根神であることを明かさうとして歌を詠んだ(傍点B)という伝承をも記している。この伝承は『古事記』(VII)と同様のもので、『古事記』(VII)では、味相高彦根神の妹の「高比売命」(下照姫の異名。『古事記』上巻に「高日子根神。次妹高比売命。亦名、下光比売命」とある)が兄の名を知らしめようとして歌を詠んだ(傍点B)とする。本句は「会者」が歌を詠んだとするので『日本書紀』(VI)と一致する。

「会者」については、『日本書紀』(VI)の傍点Aに見えた語で、天稚彦の告別式に参集した者。なお、『歌式』(V)でも「会者の歌」とする。

「称威」は、味相高彦根神の威厳や威光を称えること。『日本書紀』(VI)に「時に、味相高彦根神、光儀華艶しくして、二丘二谷の間に映る」(破線部)と見える。味相高彦根神の姿が二つの谷に照り映える様子を記しており、この二つの谷

を照らす様子は、歌の「み谷 二渡らす」と対応している。本句も「会者」歌を詠んだとする点や「称威」という語の持つ味相高彦根神の威光を称えるという印象など、『日本書紀』(VI)と重なる部分が多い。従って、本序の両句(「天孫贈於恋婦之歌」「会者作称威之詠」)は、全体として『古事記』より『日本書紀』の記述に倣った可能性が高いだろう。

○並尽雅妙音韻之始也——これらの二首は美しい韻律が整ったその始めの歌である。

「並」は、前句の「天孫贈於恋婦之歌」と「会者作称威之詠」を指す。

「雅妙」は、美しく優れているという意。『太平御覧』卷五七四・楽部十二・舞に「楽苑曰、羽調有(柘枝曲)、商調有(掘柘枝)。此舞因(曲)為(名)。用(二)女童。鲜衣帽、帽施(金)鈴、扨(転)有(声)。其来也、於(二)蓮花之中(藏)之、花(垢)而後見。对舞中之雅妙者也」とあるように女性の美しい容姿に対して用いられることが多い。本序のように音の響きの美しさをいう例は仏典によく見え、例えば、『華嚴經』卷十四「経賢首品」第十二之一に「十方一切諸妓楽 鐘鼓琴瑟非(二)類」悉奏和(雅)妙音声」靡不(二)從(於)掌中出」などがある。

「音韻」は、歌の響きを整えるための規則でいわゆる韻律のこと(「令他悦釋…」項「病」注参照)。語句としては、『詩品』巻下に韻律について述べた文が見え、「故三祖之詞、文

或不_レ工、而韻入_二歌唱、此重_三音韻之義_一也」とある。「三祖の詞」は、文は巧みではないけれども、音韻の義は重んじていたという文意で、音韻の重要性を説く本序と通ずる文脈である。

『歌式』では、中国の韻律の規則を和歌に転用しており、「天孫贈於恋婦之歌」を「短歌」、「会者作称威之詠」を「長歌」の韻律の規則を踏まえた例歌として位置付ける。各項にて掲げた箇所を再掲する。

I 『歌經標式』(雅体・四・短歌)

四短歌 以_二五句_一為_二一絶_一。第三終字為_二一韻_一、第五

句終字為_二終韻_一。

彦火火出見天皇贈_二海龍女_一歌云。

於_二岐都等利_一可_レ母都久旨麻_レ尔和我伊_レ祢_レ伊_レ母波和須_レ礼
自_レ与能_レ已止_レ已止_レ耳

V 『歌經標式』(雅体・五・長歌)

五長歌 二句終字為_二一韻_一。如_レ此展転相望。

用_二天稚彦_一会者歌云。

阿_二女那留_一夜_レ於_二等_一他_レ那_レ馬_レ他_レ能_一 一韻
有_二那_レ可_レ勢_レ留_二他_レ麻_レ能_レ美_レ須_レ麻_レ呂_一 二韻
美_二須_レ麻_レ呂_一能_二阿_レ那_レ他_レ麻_レ波_レ夜_レ美_一 三韻
他_二尔不_レ他_レ和_レ他_レ留_二阿_レ知_レ須_レ岐_レ能_レ可_レ味_一 四韻

二句能字は一韻、四句呂字は二韻。能_レ与_レ呂_一對韻。
六句美字は当_二三韻_一、八句味字は四韻。美_レ与_レ味_一は一
對韻也。四句呂字、六句尾字當_レ韻。今欲_レ改_レ韻故
以_二五句能字_一連_二韻於_二四句呂字_一以_レ顯_レ改_レ韻之節_一。…

Iでは、短歌の形式は五句とし、三句に第一韻字、五句に第二韻字を置くものとする(『歌式注』参照)。つまり、韻字は、第三句と第五句の終字に置かれるということ、この規則を踏まえているのが「天孫贈於恋婦之歌」とされる。そしてこの規則によると、本歌は第三句の「旨」が第一韻字、第五句の「耳」ということになる。

Vでは、長歌の句数は定められていないが、五七の二句を一つの単位として末尾の母音を韻とするという(『歌式注』参照)。「会者作称威之詠」をこの規則に基づく例歌とし、「二句能字…」以下でその説明が記される。この記述に即して解釈すると、まず、第二句「於_二等_一他_レ那_レ馬_レ他_レ能_一」の「能」と第四句「他_二麻_レ能_レ美_レ須_レ麻_レ呂_一」の「呂」が同韻であるという。また、第六句「阿_二那_レ他_レ麻_レ波_レ夜_レ美_一」の「美」と第八句目「阿_二知_レ須_レ岐_レ能_レ可_レ味_一」の「味」も同韻であるという。「今欲_レ改_レ韻」以下は意を解し難いが、もし韻を改めるならば、第四句「他_二麻_レ能_レ美_レ須_レ麻_レ呂_一」の「呂」を、第五句「美_二須_レ麻_レ呂_一能_一」の「能」に置き換えて、連続して「能」を使うと良いという意か。

近代歌人、雖長歌句、未知音韻。令他悦懌、猶無知病。

○近代歌人、雖長歌句、未知音韻―この頃の歌の作者は、歌のことは巧みであるけれども、まだ韻律の規則を理解していない。

「近代」は、近い時代、この頃。『文心雕龍』卷六「定勢」に「自近代辞人、率好詭巧。原其為体、訛勢所變」と、この頃の作家は新奇な上手さを好むとある。

また、『古今和歌集』真名序にも「近代存古風者、纔三人」と見える。

「歌句」は、歌の詞、歌ことば。「歌句」自体は、陸機「文賦」(文選卷十七)の「雖一唱而三歎、固既雅而不艷」という箇所の子善注に、「礼記曰、清廟之瑟、朱絃而疏越、一唱而三歎。有遺音者矣。鄭玄曰、朱絃、練朱絃也。練則声濁。越瑟底孔画疏之、使声遲。唱、発歌句者、三歎、三人從而歎之」とある。

○令他悦懌、猶無知病―(近頃の歌詠みは、歌のことばで)他人を喜ばせることはできるけれども、いまなお歌の音律上の忌むべき規則を理解していない。

「悦懌」は、『爾雅』卷一に「懌、悦、……喜……樂也」(遊樂「項参照」と見えたように「悦」も「懌」も喜びや楽しみを表す語。本句の「令」は、真本では「含」となっているが、

前句の「歌句に長ずと雖も」「未だ音韻を知らず」からの文脈を踏まえると「歌句で他人を喜ばせることはできるけれども、音律の禁忌を理解していない」というように、「令」で使役として解す方が自然である。言葉が人に「悦懌」を与えらるという例は、『文心雕龍』卷四・論説に、「説者悦也。発為口舌。故言資悦懌。過悦必偽、故舜驚讒説」と見える。

「病」は、歌病のこと、音律上の禁忌をいう。『歌式』には「歌病」が立項されており、「歌病略有三七草」。一者頭尾二者胸尾 三者腰尾 四者麤子 五者遊風 六者同音韻七者遍見」と七種の病を挙げる。本句もこれと照応するものである。ここにいう「歌病」は、先行注釈が指摘する通り、中国の「四声八病説」を和歌に転用している。中国では、五世紀に至り、四声の存在を理論化し、文学に応用し始めた。その主導者が沈約であり、「四声八病説」は、沈約らが唱えた韻律書である。詩作において四声の配列を工夫することで、聴覚的效果を挙げ、八種類の禁忌を避けることが説かれた。この韻律論が唐代に至って、韻律上の厳密な規則を必要とする詩型へ整備され、近体詩が確立された。「四声八病説」は中国では主な資料が失われているが、『文鏡秘府論』で詳細を知ることができる(松原朗ほか著『教養のための中国古典文学史』(研文出版・二〇〇九年)「沈約」参照)。なお、『文鏡秘府論』西卷には、「泊八体十病六犯三疾。或文異義同、或名通理隔……予今、載二刀之繁、載二筆之簡。惣有二十八

病。列レ之如「左」と二十八種の病が挙げられるが、『歌式』と同じ呼称で称された病はない。また、『詩品』巻下にも「余謂、文製本須諷讀、不可蹇礙、但令清濁通流、口吻調利、斯為足矣。至平上去入、則余病未能。蜂腰、鶴膝、闔里已具」と「八病」に言及する箇所があるが、ここにも『歌式』と同じ呼称の病は見えない。

准之上古、既無春花之美。伝之末葉、不是秋実之味。無味不美、何能感慰天人之際者乎。

○准之上古、既無春花之美——(近頃の歌は) いにしえの歌になぞらえようとしても、優れた表現の美しさはない。

「上古」は、いにしえの意。後漢の班固「兩都賦序」(文選卷一)に「故阜陶歌_レ虞、奚斯頌_レ魯、同見采_二於孔氏_一、列_二于詩書_一。其一義也。稽之上古則如_レ彼、考之漢室又如此」と、本句と同様の文辞が見える。日本では、『古事記』序に「然上古之時、言意並朴、敷_レ文構_レ句、於_レ字即難」と見える。「村田注」では、「上古」を「鬼神」・「天人」の歌」とするが、本注釈では、これまでの文脈を踏まえ「天孫贈於恋婦之歌」と「会者作称威之詠」を指すと解す。本句が「近代の歌人：猶ほ病を知ること無し」を承けていると見ると、「近代」の歌人は音韻を理解していないのに対して、「上古」の歌である「天孫贈於恋婦之歌」と「会者作称威之詠」は、「雅妙の音韻を尽くす始め」、つまり、音韻を理解していたと解する

ことができ、「近代」と「上古」が照応する。

「既無」の「既」は時間の経過をいうのではなく、並列の関係を表すもの。李密「陳情事表」の「既無_二伯叔_一、終鮮_二兄弟_一」(文選卷三七)はその例。本序では、「既無春花之美」と後句「不是秋実之味」が並列の関係となっており、「春花之美」もないうえに「秋実之味」もまたないという意となる。

「春花之美」は、和歌の表現のこと。「秋実之味」と対となり、花実論が述べられる。「花」が表現、「実」が内容を指す。日本では、この後も『新撰万葉集』序の「情、見_二歌体_一、雖誠見_レ古知_レ今。而以_レ今比_レ古。新作_レ花也。旧製_レ実也。以_レ花比_レ実」や、『古今和歌集』真名序に「及_下彼時變_二澆瀆_一、人貴_中奢淫_上、浮詞雲興、艶流泉湧。其実皆落、其華孤榮」とあるように、歌集の序において花実論を述べるのが典型化される。花実論の原拠は特定し難いが、例えば『文心雕龍』卷五「章表」に「曹公称、為_レ表不_三必止_三讓_一、又勿_レ得_レ浮華_一。所_下以魏初表章、指_レ事造_レ実、求_二其靡麗_一、則未_レ足_レ美矣。至_三於文举之薦_二衿衡_一、氣揚采飛。孔明之辭_二後主_一、志尽文暢。雖_二華実異_レ旨、並表之英也」とある。曹操の「表を作るには文辞の美しさは必要ない」という言説を引き合いに出し、魏の初期の表や章を事実の指摘は十分であるが、文章の麗しさはまだ美しいとは言えないと評し、文辞の表現を「華」、文章の事実(内容)を「実」と表している。さらに文举の表が「氣揚がり采飛ぶ」であるのに対し、諸葛孔明の表

は「志尽き文暢ぶ」ものとされ、両者は「華実」に違いがある」と述べられている。「華」を表現(采飛ぶ)、「実」を内容(文暢ぶ)と喩えた言論と見ることが出来る。『文心雕龍』には、この他卷十「才略」にも「馬融鴻儒、思治識高、吐納経範、華実相扶」と、馬融の文章を評するにあたって「華実」を兼ね揃えたものと評する文辞が見える。

○伝之末葉、不是秋実之味——(この頃の歌は)後世に伝えようとしても、優れた表現の味わいはない。

「末葉」は、後世。『群書治要』卷二六・魏志下・伝に「是以古先哲王、畏上天之明命、矜矜業業、惟恐有違。災異既発、懼而修政、未有不延期流祚者也。爰及末葉、暗君、荒主、不崇先王之令軌」と見える。

「不是」は、ではないの意。真本では「不見」とあるが、本注釈では校訂はせず、底本に従う。張九齡「耒陽溪夜行」に「猿声雖此夜、不是別家愁」とあるように唐詩によく見える。日本では、『日本後紀』延暦二十四年(八〇五)二月条に「聞平城松井坊有新神託中女巫。便過請問。女巫云、今所問不是凡人之事」とある。

「秋実之味」は、花実論を踏まえたもので和歌の内容のことを指す(「春花之美」項参照)。

○無味不美、何能感慰天人之際者乎——歌は味わいのある内容

も美しい表現も兼ね揃えていなければ、どうして天上の人々の交わりにおいてその心を動かし慰めることが出来るだろうか。

「無味不美」は、真本で「無六体」となっている。先行注釈では、この「六体」を『毛詩』大序の説く詩の六義、「故詩有六義焉。一曰風、二曰賦、三曰比、四曰興、五曰雅、六曰頌」を踏まえて「六体」としたと考えている。たしかに『古今和歌集』仮名序や真名序もこれを引用し、仮名序では和歌を「そえうた」(風)、「かぞえうた」(賦)、「なづらえうた」(比)、「たとえうた」(興)、「ただことうた」(雅)、「いわひうた」(頌)、の六種に分類しているが、本序では「六義」ではなく「六体」となっている点に疑問が残る。実際、真名序では「和歌有六義。一曰風。二曰賦。三曰比。四曰興。五曰雅。六曰頌」と、大序の通り「六義」としている。

そこで底本の本文「無味不美」で解すると、前文から続く内容と整合性が取れる。まず、「味」と「美」は、それぞれ前句の「秋実之味」と「春花之美」と照応しており、「味」は和歌の内容の味わい、「美」は表現の美しさ(「春花之美」項参照)と捉えることができる。また、本序では「天孫贈於恋婦之歌」と「会者作称威之詠」を「並尽雅妙音韻自始也」とし、これらの歌を音律の整った最も優れた歌であると位置付けている。中でも、「会者作称威之詠」は、『歌式』には、

「阿女那留夜_{アメノナルヨ}於_オ他_タ那_ナ馬_マ他_タ能_ノ有_ウ那_ナ可_カ勢_セ留_ル他_タ麻_マ能_ノ美_ミ須_ス麻_マ呂_ロ美_ミ須_ス麻_マ呂_ロ能_ノ阿_ア那_ナ他_タ麻_マ波_ハ夜_ヤ美_ミ他_タ尔_ニ不_フ他_タ和_ワ他_タ留_ル阿_ア知_チ須_ス岐_キ能_ノ可_カ味_ミ」とあり、「阿_ア那_ナ他_タ麻_マ波_ハ夜_ヤ美_ミ」と「阿_ア知_チ須_ス岐_キ能_ノ可_カ味_ミ」の末字について「美_ミ与_レ味_ミ是一_ニ对_ト韻_リ也」と記されている（「音韻」項・V歌経標式（雅体・五・長歌）参照）。

従って「無味不美」で解すると、この頃の歌は「味」（内容の味わい）も「美」（表現の美しさ）も無いが、音律の優れていた「会者作称威之詠」には「美」と「味」の文字も入っているように、表現の美しさと内容の味わいを兼ね揃えていた、と意味と漢字の上での掛詞のように見ることができるといえる。

「感慰」は歌によって心を動かす慰めるといふ意。本序「歌は、鬼神の幽情を感かし、天人の恋心を慰むる」と照応させて「感慰」としたか。語としては、『旧唐書』卷二十二・礼儀二に「至乾封二年二月、詳宣略定、乃下詔曰、朕以寡薄：因_レ心既展、情礼獲伸、永言_二宗祀、良深感慰_一」とある。日本では『高野雑筆集』卷上の空海から「左兵衛督藤相公」宛の書簡の中に「伏承、輔_レ仁当_レ簡選擇_レ相、奉_レ助_二感慰_一」と見える。

「天人之際」は、冒頭から続く内容を承けた句と考えられる。「天人」は、「天人の恋心者也」項で見たように天上界の人々のこと。

「際」は、「歌式注」では「天と人との間の意」と解すが、本注釈ではこれまでの文脈を踏まえて、いわゆる交際などの

「際」で交わりという意と解す。本序ではこれまで、天上界の人々は歌によって心を動かされたり慰められたりするもので、その例として、豊玉姫と彦火火出見尊の別れ際の「恋心」を詠んだ「天孫贈於恋婦之歌」や味耜高彥根神を称えた「会者作称威之詠」を挙げるといふ構成になっている。従ってこれらの天上界の人々の歌の贈答による交わりを「際」と表現していると考えられる。

故建新例、別抄韻曲、合為一卷、名曰歌式。

○建新例―新しい規範を立てる。

「建」は、作る、立てる。『説文解字』に「建、立_二朝律_一也」とあり、「建」は作る、立てる、設けるの意。また、『賈誼新書』卷四「匈奴」に「臣為_二陛下_一建_三表、設_二五餌、以_レ此与_二单于_一争_二其民_一」と見える。日本では、『万葉集』卷十八・四一〇六番の「教_二喻史生尾張少咋_一歌一首并_二短歌_一」に「先件数条、建_レ法之基、化_レ道之源也」と、法を立てるといふ意の例がある。

「新例」は、新しい規範、新しい定め。「例」は規範・定め。の意。『続日本紀』天平神護二年（七六六）五月十一日条に「朝議平章、博士惣_レ国、一依_二前格_一、医師兼任、更建_二新例_一」と見える。

○別抄韻曲―別に音韻律が整っている和歌を抜き出す。

「別」は、この頃の歌の作者は、歌の言葉は巧みであるけれども、まだ韻律の規則を理解していないため、音韻律の整わない歌とは別に、音韻律の整っている和歌を抜き出すという意。

「抄」は、抜き出す。晋・葛洪『西京雜記』の跋文に「今抄出爲二卷、名曰『西京雜記』、以裨漢書之闕」とあり、『漢書』の欠く内容を抜き出すという意で用いられている。日本では、『日本三代実録』貞観十一年(八六九)四月十三日条に「此乃公卿百官奉詔、簡旧史之凡要、抄新制之大綱」と同義の例が見える。

「韻曲」は、本来音楽の意で仏典に用いられることが多いが、ここでは、音韻律が整っており、曲に合わせて歌う和歌。『大唐新翻護国仁王般若経』序に「妙印度之声明、洞中華之韻曲」とあり、三藏法師がインドの仏教音楽や中国の音楽に通曉していることをいう。日本では、文室真室「奉試詠」三一首「以帷為韻」(経国集卷十四)に「韻曲流泉急、入湖水運」と、「韻曲」で音楽を奏でることを意味する例が見える。しかし、和歌の音韻律について述べる本序の前半及び本文に音韻律のある和歌を多数挙げていることを踏まえて考えると、この「韻曲」は音楽ではなく、韻のある和歌、音韻律が整っている和歌と理解すべきであろう。

また、「曲」で和歌を指す例として、まず、『日本書紀』(「味耜昇天、会者作称威之詠」項の例Ⅵ参照)に見えるように、

本序の前半で美しく優れた音律を(整え) 尽くした和歌の例として挙げられている「阿妹奈屢夜(天なるや)」歌は、「夷曲」とされている。そして、『続日本紀』天平六年(七三四)二月一日条に「天皇御朱雀門、覽歌垣。男女二百卅余人。五品已上有風流者、皆交雜其中。正四位下長田王、從四位下栗栖王、門部王、從五位下野中王等為頭、以本末唱和為難波曲・倭部曲・浅茅原曲・広瀬曲・八裳刺曲之音」とも見える。新日本古典文学大系『続日本紀』(岩波書店)における該当箇所の補注によると、「難波曲」は「難波津に咲くやこの花冬ごもり今は春べと咲くやこの花」の古歌に曲節をつけたものとされ、「倭部曲」「浅茅原曲」「広瀬曲」は未詳だが、それぞれ大和に対する讃歌、浅茅原を詠み込んだ歌、大和の広瀬を詠んだものかと指摘されている。「八裳刺曲」については景行記に「やつめさす出雲建が佩ける大刀黒葛さは纏きさ身なしにあはれ」の歌がある。この「曲」は和歌のみならず、曲節に合わせて歌われる歌と考えられる。また、『万葉集』卷六・雑歌(一〇一一・一〇一二)では、以下のものがある。

冬十二月十二日歌舞所之諸王臣子等集葛井連広成家一宴歌二首

比来、古舞盛興、古歳漸晚、理宜共尽古情、同唱古歌、故擬此趣、軼献古曲二節、風流意氣之士、儻有此集之中、争発念心和古体

我屋戸之梅咲有跡 告遺者来云似有散去十方吉
 春去者乎呼理尔乎呼里 鶯之鳴吾鳴曾不息通為

右のように、「古曲」を用いて一〇―一番と一〇―二番との歌二首を指すものが見える。この二首は歌曲に載せて発表したものであるため、「曲」は単なる和歌を指すのではなく、曲に合わせて歌う和歌と考えられる。以上を踏まえて、「韻曲」は音韻律の整っており、曲に合わせて歌う和歌と考えられよう。

○合為一卷、名曰歌式―合わせて一卷にして、「歌式」と名付ける。

「合為一卷、名曰…」は、合わせて一卷にして、…と名付ける。似たような表現は序文によく見られる。例えば、『文選』序に「都為三十卷、名曰文選二云耳」とある。日本では、『凌雲集』序に「合為二卷、名曰凌雲新集」、『古今集』真名序に「部類所奉之歌、勒為二十卷、名曰古今和歌集」と見える。

「歌式」は、和歌の法則。ここではこの書物の名。中国では『新唐書』卷六十・藝文志に「昼公詩式五卷」とあり、中唐の詩僧・皎然(本名「謝昼」)の詩論『詩式』を指している。日本では『日本国見在書目録』に「八病詩式一卷」と見える。このように、「式」といった漢詩の法則などを示した詩学書が見える。「歌式注」の指摘するように、「歌式」と名付け

るのは詩の法則を意味する「詩式」に倣ったものと考えられる。「喜撰式」「孫姬式」「石見女式」など後の歌学書の先蹤をなす。

蓋亦詠之者無罪、聞之者足以知音。

○蓋亦…―思うに…、恐らく…

「蓋」はここで文頭や述語の前に置き、不確実で確認したい内容に対し、およその見当を述べるのに用いるものである。「多分」「およそ」「思うに」「恐らく」などと訳す。

「亦」は文のリズムを整える言葉であり、実質的には意味がない。

○詠之者無罪、聞之者足以知音―これ(歌式の和歌)を吟じる人は(和歌を作る時に)誤りをせず、これを聞く人は音韻律を理解するに足りる。

この部分は、『毛詩』大序の「上以風三化下、下以風三刺上、主文而論諫。言レ之者無罪、聞レ之者足以戒、故曰レ風」を踏まえたものである。「毛詩」大序では、「風とは、上が下を風化し、下が上を風刺する詩であり、主に言葉のあやを用いて、それとなく風諫すれば、これを言う人は罪がなく、これを聞く人は戒めとするのに足りるのだ」という「風」を説明する文脈となっている。この中の「言レ之者無罪、聞レ之者足以戒」における「之」は詩を指すが、本序では歌式の

中の和歌を指している。

「詠」は、大序では「言」にあたり、漢詩を言うことを意味するが、本序では歌式の和歌を吟じることを用いる。詩を吟じることを詠む例として、『世説新語』第四「文学」に「謝鎮西經船行、其夜清風朗月、聞江渚間估客船上有詠詩声、甚有情致」と見える。日本でも、『古事記』中巻「応神天皇」に「此歌者、国主等獻大贄之時時、恒至于今詠之歌者也」とあり、和歌を吟じるといふ意味で用いられる。

「罪」は、大序では、風諫する詩を言う人は罪がないといふ文脈で用いられているが、本序では誤りの意で、歌式の中の和歌を吟じて和歌を作る時には誤りをしないと云っている。

「知音」は、前文の「近代歌人、雖長歌曲、不知知音」を踏まえて、音韻律を理解するといふ意味。「音」は前文の「音韻」と同じく、音韻律という意(前半「音韻」注参照)。『礼記』「楽記」に「凡音者、生人心者也。情動於中、故形於声。声成文謂之音」とあり、声の変化が一定の型をなしたのを「音」とすることから、ここでは和歌に用いる声のリズムの変化を指すと考えられ、前半の「音韻」と同義と見ることが出来る。また、『列子』「湯問」に「伯牙善鼓琴、鍾子期善聽。伯牙鼓琴、志在高山、鍾子期曰、善哉、峨峨兮若泰山。志在流水、鍾子期曰、善哉、洋洋兮若江河。伯牙所念、鍾子期必得之。伯牙游於泰山之陰、卒逢暴雨、止於巖下。心悲、乃援琴而鼓之。初為霖雨之

操、更造崩山之音、曲每奏、鍾子期輒窮其趣」とあるように、春秋時代の琴の名手伯牙が弾いた曲の音を聞いて、その友人の鍾子期はよくその気持ちを理解していたといふ「知音」の故事がある。

歌式を作る理由を説明する前文を踏まえ、「蓋亦詠之者無罪、聞之者足以知音」は「思うに、これ(歌式の和歌)を吟じる人は(和歌を作る時に)誤りをせず、これを聞く人は音韻律を理解するに足りるだろう」と解釈できる。

伏惟、聖朝、福応六天、奉樂無窮、榮比四輪、御賞難極。

○伏惟—謹んで思う。

奏上文や書簡の中で、下位の者が上位の者に対して使う謙遜の辞。上表文の慣用句として多く見られる。李善「上文選注」表」に「伏惟、陛下經緯成德、文思垂風」とある。日本では、『古事記』序に「伏惟、皇帝陛下、得一光宅、通三亭育」と見える。

○聖朝—当代の治世を称える表現或いは天皇を指す。ここではは、光仁天皇。

李密「陳情事表」(文選卷三十七・表)に「伏惟、聖朝以孝治天下」とある。日本では、『日本三代実録』貞観七年(八六五)十二月十三日条に「伏惟、聖朝陛下、以克舜之德、得亘奭之賢佐」と見える。

○福応六天―幸いが天より下る。

「福」は、幸い、幸せなこと。『塩鉄論』卷六「水旱」に「故循行_二於内、声聞_二於外、為_二善於下、福応_二於天。周公載_レ紀而天下太平、国無_二天傷、歳無_二荒年」_一とあり、「福応於天」は天が地上でなされた善行に応じて、福をくだすという意味。周公は徳を行ったので、天下が泰平で、災禍が生じず、世の中がよく治まっているという。また、『日本書紀』卷十八・安閑天皇元年（五三四）閏十二月四日に「制_レ礼以告_二成功、作_レ楽以彰_二治定。福応允致、祥慶符_二合於往歳_一矣」と「福応」の例が見える。

「六天」は「歌式注」に指摘されるように、ここでは、五行の五帝と天帝の総称で、天のこと。後漢末の儒学者・鄭玄が経書を神秘主義的に解釈した緯書などを根拠として六天説を唱えた。『礼記』「郊特牲」の「郊特牲而社稷大牢」に対する孔穎達疏に「鄭氏謂天有_二六天。天為_二至極之尊、其体祇應_二是一、而鄭氏以為_レ六者、指_二其尊極清虚之体、其実是一、論_二其五時生育之功、其别有_レ五、以_レ五配_レ一、故為_二六天_一」とあり、天には六天あり、「六天」を天帝と五帝の総称としている。

○奉楽無窮―音楽を献上することが無限である。

「奉楽」は、音楽を献上すること。『礼記』「楽記」に「王者功成作_レ楽、治定制_レ礼。其功大者其楽備、其治弁者其礼具」

とあるように、王者はその王業が成功すると音楽を作り、その政治が行き渡ると礼を定める。その成功が大きいものほど、その音楽は完備したものとなり、その政治があまねく行われたものほど、その礼は具備したものになる。「制礼作楽」は功業の成就、治世の安定した王者が着手すべき事業である。また、「福応」の例としても挙げた『日本書紀』卷十八・安閑天皇元年（五三四）閏十二月四日の「制_レ礼以告_二成功、作_レ楽以彰_二治定。福応允致、祥慶符_二合於往歳_一矣」も、音楽を作つて治世の安定を示すと言っている。

「無窮」は、無限。『漢書』卷五十一・枚乘伝の「今欲_レ極_二天命之寿、敵_二無窮之楽、究_二万乗之勢_一」など例が多数ある。日本では、『万葉集』卷五・雑歌における山上憶良作「沈痾自哀文」の「若夫群生品類、莫_レ不_レ皆以_二有_レ尽之身、並求_レ無_レ窮之命_一」などが挙げられる。「奉楽無窮」は音楽を献上することが無限であるという意味で、帝の治世が非常に安定していることを示す。

また、「楽」と「天」の関係を示すものとして、『礼記』「楽記」に「仁近_二於楽、義近_二於礼。楽者敦和、率_レ神而従_レ天、礼者別宜、居_レ鬼而従_レ地。故聖人作_レ楽以応_レ天、制_レ礼以配_レ地。礼楽明備、天地官矣」と、音楽は天に従うものであり、聖人が音楽を作り出して天の徳に対応すると見える。本序では、天皇が音楽を作っている。

○榮比四輪—榮華は(四方に広がる)四輪車に匹敵する。

「榮」は、榮華、榮えること。『世説新語』第二「言語」に「昔伯成耦耕、不慕諸侯之榮」とある。

「比」は、匹敵する。『說苑』「奉使」に「今王衆不_レ過_二數十_一、皆蛮夷、踰_レ山海之間、譬若_二漢一郡、何可_三乃比_二於漢王_一」とある。

「四輪」は、(四方に広がる)四輪車。「墨子」「雜守」に「為_二軺車_一以_レ梓、載_レ矢以_二軺車_一、輪_レ轂、広_二十尺_一、轅_レ長丈、為_二四輪_一、広_二六尺_一」とあるように、「四輪」は本来車の四つの輪を指す。また、『戦国策』趙策「秦攻_レ趙」の「趙僅存哉、然而四輪之國也、今雖_レ得_二邯鄲_一、非_二國之長利_一也」に対する鮑彪注は「輪猶通、言_レ其民於適_二四方_一、無_レ所_レ不_レ通」とあり、「輪」は「通」と同義で、その民は四方に通じると言っている。日本では、「笠大夫奉_レ為_二先妣_一奉_レ造_二大曼茶羅_一願文 一首(性靈集卷七)」に見える「乗_レ鳥五智、騎_レ兔四輪」のように、仏語で四種の曼荼羅を指す「四輪」の例はあるが、四輪車及び四方に通じることを表すものはない。

○御賞難極—賞与をあやつることが極まりない。

「御」は、あやつる、自由に使う。『説文解字』に「御、使_レ馬也」とある。『孔子家語』「執轡」に「善御馬、正_二銜勒_一、齊_二轡策_一、均_二馬力_一、和_二馬心_一…善御民、壹_二其德法_一、正_二其百官_一、以_二均_二齊民力_一、和_二安民心_一」と、馬や民をあやつる

ことをいうものは見えるが、賞与をあやつることをいうものは見ない。

「賞」は、功績を称えるための褒美、賞与。「荀子」「王制」に「度_二其功勞_一、論_二其慶賞_一」、「君道」に「賞_レ不用_レ而民勸、罰_レ不用_レ而民服」とある。また、『日本書紀』卷九・「神功皇后」撰政前紀仲哀天皇九年(二〇〇)九月十日に「遂戰勝者必有_レ賞、背走者自有_レ罪」と見える。「御賞」は褒美・賞与を自由に使うことを言っている。

「難極」は、極まりない、無限。「呉越春秋」に「君臣同和、福祐千億、觴酒二升、万歳難_レ極」とあり、晋の湛方生「秋夜詩」(芸文類聚卷三・歳時上)に「夜悠悠而難_レ極、月皦皦而停_レ光」と見える。日本の例としては、『三教指帰』卷下の「夫吾師积尊、本願尤深、現_二八十権_一、慈悲難_レ極、示_二三十化_一」が挙げられる。

「歌式注」で指摘されるように、ここでは礼楽思想に基づき、天皇の治世を賛美し、君臣和楽を述べている。

臣含恩遇、奉侍聖明。欲以撮壤導涓之情、而有加於賞樂焉。

○臣含恩遇、奉侍聖明—臣(の私)は帝の恩恵ある知遇を頂_二き_一、天皇にお任せ申し上げる。

「含」は、受ける、頂く。「恩」を「含」むという例は、張碧「遊春引三首」に「万彙俱含_二造化恩_一、見_二我春工_一無_二私理_一」とある。

「恩遇」は、天子からの恩恵ある知遇。中国では、『後漢書』卷十七・賈復伝に「是時、列侯唯高密・固始・膠東三侯与公卿參議国家大事、恩遇甚厚」とある。日本では、『続日本紀』宝龜十一年(七八〇)正月五日条に「自今以後、如_レ是供奉、厚加_二恩遇、待_三常礼」と見える。ここの「含恩遇」は帝からの恩恵ある知遇を頂くという意。

「奉侍」は、君主の側近くについて仕える。『新唐書』卷九十七・魏徵伝に「臣奉_二侍帷幄_一二十余年、陛下許_二臣以_三仁義之道」とある。日本では、『日本後紀』大同元年(八〇六)四月十三日条に「並以_二奉_三侍先帝、兼監_二護山陵_一也」と見える。「聖明」は、もともと天子の明德を意味するが、天子・天皇の敬称としても用いられる。ここでは、光仁天皇を指す。他に天皇を指す例として、『旧唐書』卷百五十九・韋処厚伝の「伏乞_二聖明、察_二臣愚懇_一」などがある。

○欲以撮壤導涓之情、而有加於賞樂焉。——土を撮_まんで細い水流を導くような小さい心情(歌式というつまらないもの)をもつて、賞与と音楽(の極まりなく治まつたこの世の中)に加わることを願う。

「撮壤導涓」は、李善「上文選注」表の「故撰_二斯_一一集、名曰_二文選_一」；伏惟、陛下_二綰_三緯成_レ徳、文思垂_二風_一。則_レ大居_レ尊、耀_二三辰之珠璧_一。希_二声_三応_レ物、宣_二六代之雲英_一。孰可_二撮_レ壤崇_レ山、導_レ涓宗_レ海。臣蓬衡叢品、樗散陋姿_二；合_二成_二

六十卷。……謹言」における「孰可_二撮_レ壤崇_レ山、導_レ涓宗_レ海」という構文に拠った表現である。その他にも、本序では李善「上文選注」表に似たような表現が多く見える。

「撮」は指先で撮む、「壤」は土、「崇山」は山を高くする、の意。例えば、『抱朴子』内篇「遐覧」に「画_レ地為_レ河、撮_レ壤成_レ山」と見える。日本では、『日本書紀』卷二十二・推古天皇二八年(六二〇)十月条に「以_二砂磔_一葺_二檜隈陵上_一。則域外積_レ土成_レ山」とあり、陵の周囲に土を積んで山を造るという。また、「導」は、導く。「涓」は『説文解字』に「涓、小流也」とあるように、小川の意。「宗海」は川を海に流し込むという意。『春秋繁露』「観徳」に「猶衆星之共_二北辰_一、流水之宗_二滄海_一也」とある。『続日本後紀』承和七年(八四〇)六月二十八日条に「導_二涓流_一而添_二溟海_一、持_二燭火_一而助_二太陽_一」とあり、小川の水を大海に導くと言っている。

「有加於……」は、……に加わることがある。『後漢書』卷十下・皇后紀下に「帝深納_レ之、供養資奉有_レ加_二於前_一」と、供養支給は前より多いというのが見える。また、『日本書紀』卷二十六・齊明天皇四年五月に「秋七月辛巳朔甲申、蝦夷二百余、詣_二闕_一獻_二饗賜贍給_一。有_レ加_二於常_一」とあり、天皇は通常にもまして厚く饗応なさり、多くの賜物があることを言っている。それらの例に対し、ここでは、以前や普段などと比較する意味ではなく、「……に加わることがある」と解釈する。

「賞楽」は、前句における「御賞難極」の「賞」と「奉楽無窮」の「楽」と同じ意味で、賞与と音楽と解釈する。「賞楽」で治まった世の中を表している。「賞楽」の例としては、李嶠「菱」に「五湖多賞楽、千里望難窮」、『万葉集』巻五・八〇四番の題詞に「易集難排八大辛苦、難遂易尽百年賞楽」のように、楽しみを意味するものがあるが、賞与と音楽という意味で用いられるものは他に見ない。

李善の表では、「孰可」という反語表現を用いて、「この上、誰が土を撮んで山を高くし、小川を導いて海に流し込む(ように、陛下の御徳に何かを加える)ことができようか。

いや、できない。」と、述べている。しかし、本序では反語表現がなく、反語として解釈しがたい。また、「歌式注」は李善表の文辞を踏まえて、「撮壤導涓」は、土くれを取って山を高くし、溜り水を導いて海に注ぐの意で、ここでは、微力であるが君に奉仕する心情を表し、賞楽に加わることを願うの意」としている。しかしながら、本序には「崇山」「宗海」といった表現がなく、その意味を含めて解釈することが難しい。そこで、ここでは、「欲以焉」という一句を「土を撮んで細かい水流を導くような小さい心情(歌式というつまらないもの)をもって、賞与と音楽(の極まりなく治まったこの世の中)に加わることがあるのを願う」と解釈する。この「小さい心情」は歌式のことを指す。

若蒙収採、幸伝当代者、可久可大之功、並天地之貞観、日用日新之明、持金鏡以長懸。

○若蒙収採、幸伝当代者——もし採用されて、幸い今の世に広まるならば

「蒙」は、(恩や教え、災難などを)受ける。梁・沈約の「致仕表」(芸文類聚巻十八・人部二)に「若蒙天地大恩、造物洪施」とあり、天地の恩賜を受けることを言っている。

また、「隋書」巻六十五・董純伝に「臣本微賤下才、過蒙奨擢」と見える。日本の例としては、『日本書紀』巻一・神代上 第八段の「是以、百姓至今、咸蒙恩頼」が挙げられる。

「収採」は、採用。『後漢書』巻三十九・淳于恭伝に「家有山田果樹、人或侵盜、輒助為収採」とあるように、「収採」は本来収穫するという意味を表す。そして、『北齊書』巻二十三・魏蘭根伝における「苦用此漢何為、放其還家、永不収採」のように、人を任用する、採用すると用いられる例も見える。本序では意見などを採用することを意味する。例えば、『新唐書』巻九十八・王珪伝に「今陛下開聖徳、収采芻言」とある。「芻言」は身分の低い人の助言という意味で、王珪自身の謙称である。「収采芻言」は身分の低い自分の言うことを採用してほしいと言っている。日本では、菅原道真「九日侍宴、観群臣挿朱萸、応製」(菅

家文章卷六・四四二に「収採有_レ時寒_二白露_一、戴来無_レ数小_二玄珠_一」のように、朱萋を収めとることを意味するものがあるが、意見などを採用するという例は見ない。

「伝」は、広まる。「後漢書」巻七十九・許慎伝に「又作_二說文解字十四篇_一、皆伝_二於世_一」とあり、書物が世に広まることを言っている。

「当代」は、この時代、今の世、当世。「毛詩」大雅「抑」小序の「抑、衛武公刺_二厲王_一、亦以自警也」に對する疏に「雖_二文刺_一前朝、実意在_二当代_一」と見え、前朝に對して、「当代」は今の世、当世を表す。また、『続日本紀』天平宝字二年(七五八)十二月十日条に「其府帥船王、及_二大式吉備朝臣真備_一、俱是碩学、名顯_二当代_一」とある。

○可久可大之功、並天地之貞觀——(天皇の)久しく大きくなる功業は、天地が正しく示すのに匹敵する。

この部分では、「村田注」の指摘するように、『群書治要』の序文を踏まえている。『群書治要』序には「爰自_二六經_一、訖_二乎諸子_一、上始_二五帝_一、下尽_二晋年_一、凡為_二五帙_一、合五十卷。本求_二治要_一、故以_二治要_一為_レ名。但皇覽_一・遍略、隨_二方類聚_一、名目互顯、首尾淆乱、文義斷絶、尋究為_レ難。今之所_レ撰、異_二乎先作_一、總立_二新名_一、各全_二旧体_一、欲_レ令_二見_レ本知_レ末_一、原_レ始要_レ終、並棄_二彼春華_一、採_二茲秋実_一。一書之内、牙角無_レ遺、一事之中、羽毛咸尽。用_二之当今_一、足_二以鑑_二覽前古_一、伝_二之

来葉、可_二以貽_二厥孫謀_一。引而申_レ之、触_レ類而長。蓋亦言_レ之者無_レ罪、聞_レ之者足_二以自戒_一。庶宏_二茲九德_一、簡而易_レ從、觀_二彼百王_一、不_レ疾而速。崇_二巍巍之盛業_一、開_二蕩蕩之王道_一。可_レ久可_レ大之功、並_二天地之貞觀_一、日用日新之德、將_二金鏡以長懸_一」とあり、『群書治要』の編集方針と編集目的を述べている。傍線部の示すように、歌式序と似たような表現が多く見える。「用之当今……孫謀」は「これ(『群書治要』)を用いて当世の問題を解決し、昔のことに鑑みる鏡とすることができ、これ(『群書治要』)を後世に伝え、後代の子孫に教訓を学ばせることができる」と言い、また最後に「可久可大……長懸」を用いて、「(皇帝の)久しく大きくなる功業は天地が正しく示すのに匹敵し、日に用い日に増す明德は、まさに金鏡が長く懸かる(ように照らす)だろう」と当時の皇帝太宗の明德を称えている。歌式序の「可久可大……以長懸」は『群書治要』序を踏まえた表現と考えられる。

「可久可大之功」は、久しく大きくなる功業。『周易』卷七「繫辭上傳」の「乾以_レ易知、坤以_レ簡能。易則易_レ知、簡則易_レ從。易_レ知則有_レ親、易_レ從則有_レ功。有_レ親則可_レ久、有_レ功則可_レ大。可_レ久則賢人之德、可_レ大則賢人之業」とある。「有_レ親則可_レ久、有_レ功則可_レ大」に関して、韓康伯注は「有_レ易簡之德、則能成_二可_レ久可_レ大之功_一」と言い、「可久可大之功」は久しく大きくなる功業を表す。日本では、『日本後紀』延暦二十二年(八〇三)十一月十五日条の「天之所_レ祐、古今

寧殊。可レ久可レ長之功、不レ召而方至、太平大同之化、不レ言而自成」のように、長期にわたる天皇陛下の功業という例が見える。

「並天地之貞觀」は、天地の正しく示すのに匹敵する。「並」は、匹敵する。『荀子』「儒効」に「俄而並乎堯禹、豈不レ賤而貴矣哉」、『太玄経』「蜜」に「密密不レ罅、並天功也」とあるように、「並」は匹敵する、類えるという意味を表す。「天地之貞觀」は、天地が正しく示すこと。『周易』卷八「繫辭下伝」に「天地之道、貞觀者也」とあり、それに対して、『正義』は「謂天覆地載之道、以二貞正得一、故其功可レ為二物之所レ觀也」と見え、「貞觀」は正しく示すこと、「天地之貞觀」は天地の正しく示す道の意。

○日用日新之明、持金鏡以長懸——(天皇の) 日々に用い日々増す明德は、金鏡を持って長く懸けるように天下を照らすだろう。

「日用日新之明」は、日々に用い日々に増す明德。『周易』卷七「繫辭上伝」に「一陰一陽之謂二道、繼レ之者善也、成レ之者性也。仁者見レ之謂二之仁、知者見レ之謂二之知。百姓日用而不レ知、故君子之道鮮矣。顯二諸仁、藏二諸用、鼓二万物一而不レ下与二聖人一同也。懷二盛徳大業至矣哉。富有之謂二大業一、日新之謂二盛徳一」とある。「日新之謂二盛徳一」について、『正義』には「聖人以能變通体化、合變其徳、日日増進、是徳之

盛極、故謂二之盛徳一也」と見え、「日新」は「日日増進」、即ち日々に増すという意味。「日新之謂盛徳」により、「日新之明」の「明」は「盛徳」と同じ意味と考えられる。日本では、「日用」の例として、『続日本紀』宝龜十一年(七八〇)正月十九日条に「朕錫命上玄、君臨下土。政先二儉約、志在二憂勤。雖二道謝潜通、功慚日用、而邇安遠至、歲稔時邕」が挙げられる。「日新」は『日本書紀』卷十九「欽明天皇即位前紀」に「乃令二近侍、優寵日新、大致二饒富一」と見える。「持金鏡以長懸」は、金鏡を持って長く懸けるように天下を照らす。「金鏡」は本来金で飾った鏡であるが、すぐれた明德の喩えとしても用いられる。劉孝標の「広絶交論」(文選卷五十五)の「聖人握二金鏡、闡二風烈、龍驪虬屈、從道汚隆」に対する李善注に「言聖人懷二明道一而闡二風教一、如二龍虬之驪屈、蓋從道之汚隆也。春秋孔録法曰、人有二卯金刀、握二天鏡一。雜書曰、秦失二金鏡。鄭玄曰、金鏡、喻二明道一也」とあるように、「金鏡」は明道の喩えとされている。

日本では、『続日本後紀』嘉祥二年(八四九)十一月二十二日条に「伏惟皇帝陛下、生知睿哲、誕稟二聖靈。端二玉藻一而御二絳章、懸二金鏡一而臨二寰宇」と、天皇が明德に喩えられる金鏡を懸けて天下の政に臨むといった例がある。したがって、金鏡を持って懸けるといふのは、天皇の明德が天下を照らすことの喩えとして解釈できる。

臣浜成、誠惶誠恐、頓首謹言。
 宝亀三年五月七日
 參議兼刑部省卿守從四位上勳四等藤原朝臣浜成謹上

【一、解説】の「内容の構成」で述べたように、この部分は上表文の形式に倣ったものである。

「臣浜成、誠惶誠恐、頓首謹言」は、臣浜成は、この上なく恐れ畏まり、謹んで申し上げる。李善「上文選注」表に「臣善言：謹言」、呂延祚「進五臣集注文選」表に「臣延祚言：臣誠惶誠恐、頓首死罪、謹言」と見える。日本では「古事記」の序に「臣安万侶言：臣安万侶、誠惶誠恐、頓首頓首」という例がある。

「宝亀」は七七〇年から七八一年までの期間、光仁天皇時代の元号。

「參議」は、令制太政官の議政に参与する官職で、いわゆる令外官の一つ。

「兼」は、主たる官職の他に他の官職を兼ねること。『令義解』「選叙令」に「凡任兩官以上者、一為正、余皆為兼」とあるように、二つ以上の官職を持っている人は、一つだけが主たる官職で、他は兼職になる。例えば、『日本書紀』卷二十九・天武天皇九年（六八〇）七月二十三日条に「納言兼宮内卿五位舍人王、病之臨死」、『続日本紀』の各巻頭に「從四位下行民部大輔兼左兵衛督皇太子学士 臣菅野朝臣真道等

奉勅撰」と見える。

「刑部省卿」は、刑部省の長官、正四位下相当の官。「刑部省」は令制における八省（中務省・式部省・治部省・民部省・兵部省・刑部省・大藏省・宮内省）の一つで、訴訟の裁判、罪人の処刑を司る役所である。「卿」は八省の長官、正四位相当官で、定員各一人で、中務卿・民部卿のように呼称する。刑部省の長官は『続日本紀』宝亀五年（七七四）三月五日条に「正四位下藤原朝臣浜成爲刑部卿」のように、普通「刑部卿」と呼ばれるが、「刑部省卿」と表記するのは他に未見。

「守」は、令制で、位階と官職の関係を示す語。『令義解』「選叙令」に「凡任内外文武官、而本位有高下者、若職事卑為行、高為守」とあるように、「守」は令の官位相当制に関する用語で、自分の任じられた官職の相当位が、自分の帯している位階より高い場合、位署などの場合、位階と官職名の間に書き加えて、両者の関係を示した語である。ここでは、浜成の位は從四位上であるが、それより位の高い官職（正四位下相当の刑部卿）に就いているため、官職名「刑部省卿」と位階「從四位下」の間に「守」が加えられている。ただし、『日本後紀』大同元年（八〇六）六月六日条の「正三位守右大臣兼行近衛大将藤原朝臣内麻呂上表曰」、『続日本後紀』承和十五年（八四八）正月二十二日条の「正三位守右大臣兼行右近衛大将藤原朝臣良房上表」が示すように、位階を最初に置き、守・官職の順に記すのが本来の表記法である。藤原氏

の指摘した通り、歌式では浜成の位署をくずして書いている(藤原雅史「『位署式』の成立―官人署名の成立過程―」、日本史研究会『日本史研究』四八〇号、二〇〇二年八月)。

「勲四等」は、勲位は軍事上の功績に対する栄典であり、『続日本紀』大宝元年(七〇一)三月二十一日条に「勲位始正冠正三位、終追冠従八位下階、合十二等」とあるように、一等から十二等までで、正三位から従八位までの位階と対応する。多くは「勲一」の形で勲等の等級を示す。ここの「勲四等」は従四位に相当する。例としては、『古事記』序に「正五位上勲五等太朝臣安万侶」、『続日本紀』和銅四年(七一二)七月九日条に「尾張国守従四位下勲四等佐伯宿禰大麻呂卒」と見える。

「謹上」は、謹んで献上する。上表文では、呂延祚「進五臣集注文選」表に「開元六年九月十日工部侍郎臣呂延祚上」表とある。『文華秀麗集』序の最初に「従五位下守大舍人頭兼信濃守臣仲雄王上」と見えるように、「上」を用いるものが多い。「謹上」は後漢・班固「東巡頌」(芸文類聚卷三十九・礼部中)に「謹上三岱宗頌一篇」のように用いるものが多く見られる。「謹言」と「謹上」は多く書簡文の表現として用いられ、『万葉集』巻五・八六八番とそれに対応する八七〇番の左注の書簡文の書き出し部分と書き止め部分に「憶良、誠惶頓首、謹啓。…山上憶良頓首、謹上」と見える。

四、通釈

臣下浜成は(天皇陛下に)申し上げる。元来、和歌は、荒々しい鬼神の心の奥底に秘めた思いを動かし、天上界の人々の恋しく思う心を慰めることのできるものである。音の響きは、各土地の言語を区別し、楽しみ興じる心を助長することのできるものである。だから、豊玉姫が海に帰る時、夫の彦火火出見尊は妻を恋い慕う歌を贈り、味耜高彥根神が天稚彦の喪を弔問するために天に昇った時、そこで喪に会う者は味耜高彥根神のいさましさを讃えて歌を作ったのだ。これらの二首は、美しく優れた音律が整った最初の歌である。

近頃の歌詠みは、歌の言葉は優れているけれども、まだ音律を理解していない。歌ことばで他人を喜ばせることはできるけれども、いまなお歌病を理解していない。近頃の歌を音律が整っていた、いにしへの神代の歌(彦火火出見尊の歌・喪に会う者が味耜高彥根神を讃えた歌)になぞらえようとしても、表現の優れた美しい歌はなく、また、近頃の歌を後世に伝えようとしても、それは内容の優れた味わいのある歌ではない(音律が整っていないければ、表現も内容も優れたものにならないからである)。歌の表現も内容も兼ね揃えていなければどうして彦火火出見尊の歌や喪に会う者が味耜高彥根神を讃えた歌を詠み交わしたように、天界の人々の交わりを歌によって動かし、慰めることができようか。故に新しい規

範を作り、別に音韻律の整っている和歌を抜き出し、合わせ
て一卷にして、「歌式」と名付ける。恐らくこれを吟じる人
は（和歌を作る時に）誤りをせず、これを聞く人は音韻律を
理解するに足りるだろう。

謹んで思うに、天皇陛下、陛下は音楽を献上することが無
限だから、幸いが天より下った。賞与をあやつることが極ま
らないから、栄華が四輪車のように四方に広がった。臣は帝
の恩恵ある知遇を頂き、陛下にお仕え申し上げる。土を撮ん
で細い水流を導くような小さい心情（歌式というつまらない
もの）をもつて、賞与と音楽（が極まりなく治まったこの世
の中）に加わることを願う。もし採用されて、幸い今の世に
広まるならば、（陛下の）久しく大きくなる功業は、天地が
正しく示すのに匹敵し、日々に用い日々に増す明徳は、金鏡
を持って長く懸けるように天下を照らすだろう。

臣浜成は、この上なく恐れかしこまり、謹んで申し上げます。
宝龜三年五月七日

参議兼刑部省卿守從四位上勲四等藤原朝臣浜成が謹んで献上
する

〔付記〕

本注釈は、令和三年度大阪大学大学院演習において、小西
と黄が担当した箇所を発表資料に基づき、再調査・増補等
を行い作成したものである。演習に出席した皆様、滝川幸司先
生から有益な御意見を頂いた。深謝申し上げます。

（こにし・ようこ 本学大学院博士後期課程

・日本学術振興会特別研究員）

（こう・むこう 本学大学院博士後期課程）